第６回　富田林市立みどり保育園民営化移管法人選定委員会　会議録

開催日時：平成 22（2010 年）12 月 13 日（月）18：00～21：45
場　　所：市役所 2 階 201 会議室
出 席 者：岸岡委員、金城委員、阪井委員、武島委員、寺田委員、中尾委員、農野委員、
美坐委員、和田委員
事務局（和田子育て福祉部長、阪本子育て福祉部次長、青木保育課課長補佐）

会議記録
１．開会
２．議事
事務局：本日の資料の確認をお願いする。まず、本日の式次第、実地審査の報告で参考にしていただく各保育園の写真である。
委員長：それでは、さっそく実地審査の報告をお願いする。

《実地審査参加委員からの報告》

委員長：他の参加委員から何か補足はあるか。
委　員：■■保育園は公立の民営化という面では保護者の理解を得るのは難しいと思った。■■保育園は、衛生面や施設面で非常によい印象を持ったが、冷静に考えまた情報を調べる中ではずいぶん印象が変わってきている。■■保育園は、施設が古いこともあるが、フェンスなどの安全面で優先すべき改善が遅れていることや、施設長の保育に対する意識が少し低い印象を持った。
　これから配ってもらうが、みどり保育園の保護者会で、これからの保育所に求めたい希望をとりまとめた。資料をご覧いただき、今後の審査にあたって参考にしてほしい。
（保護者会資料配布）
委　員：■■保育園は、民営化された保育園ということであるが、建物は公立のものを引き継いでいるのか。
委　員：そのまま引き継いでいる。2 階の窓柵付近の安全対策やプール脇に木材が放置されている状態は問題があると思った。午前中に訪問したが、2 歳の保育室が分かれていて見通せないこともあり保育士の連携が取りにくいように思えた。
委　員：改善されていないのはマイナスポイントであるが、新しい施設はどのように考えているかまでは聞けていない。
委員長：保護者会からの意見は、すでに今回の移管条件に含まれているものもある。
委　員：今回の審議中の状況は保護者会に伝えていない。保護者が、法人が本当にやってくれるか不安に思っていることをまとめた資料である。
委員長：保護者の意見は重要である。この資料も参考に審査していきたい。
　資料の写真で、2 枚目上段に写っているものは何が入っているか。

委　員：中は確認していない。おそらくタオルなどが入っているのではと思う。

委員長：木製のようだが。

委　員：木製である。写真にはないが、この上には雑巾が干してあり、このスペースはトイレにつながっているが、うがい用のコップも置かれていた。

委　員：本来は、洗濯機を置くスペースである。

委員長：水回りに木製家具を置くのはどうかと思う。

委　員：保護者会の意見はどのくらいの人数から出たものか。

委　員：アンケートではなく、3日に分けて保護者に集まってもらい意見を聞いた。参加は3歳以下の保護者が中心で、家庭数で5割程度と思われる。今まで民営化に関心がなかった保護者も今回は参加されていた。

委員長：民営化では、最初に保護者が意見を言い、その意見をきちんと聞いて対応してもらえる法人を選ぶことが大切である。

委　員：皆さんもご存知かもしれないが、ネット上に■■保育園に関するいろいろな問題が出ているが。

委員長：その点は追加報告として事務局から説明をお願いする。

事務局：応募書類にある府の指導監査とその対策の他、疑問点の状況を把握しておくべきであると委員長と相談し、事務局で追加調査を行ったので、報告したい。

まず、社会福祉法人■■■は、監査での指摘項目は書類の記載漏れなどが中心であった。すべて改善済もしくは近日中に改善予定である。

次に、社会福祉法人■■■も指摘項目の大半は改善済であるが、放課後の預かり事業について市との協議が進んでいないようである。実地審査では、子育て支援事業の一環と位置づけられているようであったが、■■市では、この事業は法人の定款に定めがなく書面での契約もされていないなど問題があるということであった。

また、資金計画については、府に助言をいただいたが、明言できないが書類上は厳しく法人にリスクがあると感じられるとのことである。

最後に、社会福祉法人■■■は、監査の指摘事項はなく、第三者評価も受検されていた。

さらに補足すると、■■■と市との間には、多くの懸案事項がある様子であった。時間の都合で詳細は聞けなかったが、市議会でもたびたび取り上げられており、本市議会の文教厚生常任委員会でも同様の質問を受けたところである。

また、本日付けで「富田林の保育・子育てをよりよくする会」より委員長にあてて、法人選定にあたっての緊急のお願いという文書が届いている。そこで、以上に関する資料を参考までお配りしたい。

（委員長了承の上で配布）

まずＡ４の１枚ものの資料は、事務局で■■市議会の議事録から、法人名や園名で検索した質問の一覧である。もう１つは、よりよくする会から届けられた要望とそれに添付されていた資料集である。以上を踏まえて、ご検討をお願いする。

委員長：資料には、■■保育園の保育内容を評価するものも交じっている。参考にして詰めていきたい。

まず、■■■は、非常に細かく監査の指摘事項があり気になっていたが、改善報告を見る限り、説明のあったような状況が予見できたかというと、できなかったのではないか。

法人と■■市の解釈が異なっているようだが、協議は進んでいるのか。

事務局：結論は出ておらず、市とは合意できていないようである。

委員長：通常、事業を始めるには市、府との協議を行い、理事会を開催して法人の定款を変更するといった流れがある。客観的な情報からは問題があるように見受けられる。

よくする会の指摘から、■■■は、募集要項の内容を満たしていないのではないか。■■■は、市との間の問題が存在し社会的信用が失われているのではないか。そして、この2法人を除外して選定を中止し再募集するべきではないかという3点の問題がある。皆さんの意見を聞きたい。

委　員：■■■については、この委員会の最初に募集資格を有しているという判断を行っている。■■■については、書類上の問題はないと考える。

委員長：大事なことなので、全員の意見を聞きたい。

委　員：保護者説明会でも説明があったが、応募の要件は公立保育園の保育を継承することが前提である。募集要項の各項目に満たないのであれば、除外するべきである。■■■は最初から満たしていないが、ヒアリングや実地審査で穴が埋まればということであった。それが埋まらない以上、満たしていないと言わざるを得ない。■■■も、書類は整っていたが、市議会でのやりとりなどから信頼できない。選定する立場では■■■しか選択肢がないのであれば再募集してほしい。

委　員：子どもは順応性がある。せっかく公立から民営化にするのなら、公立、公立というのではなく、視点を変えてもっと民間のよい部分を見ていくようにしなければならない。

■■■は、4・5歳児にどのようなことをやっているかと聞いたら、ただ預かっているという答えであった。原点ばかり追うのはどうかと思う。

委　員：原点ではない。要項が最低基準であり、そこからどれだけプラスアルファがされるかである。

委　員：もちろんそうである。

委　員：家庭環境もあるが子どもの学力差を目にしていると、民営化が進み私立保育所が増えている中で、民間保育所の取り組みは重視したい。最初の段階で指摘しなかったこと、私たちが満たしているとみなした法人の中から責任を持って選ぶほうが、筋が通っている。

今回は3法人から選択し、決まった法人に三者協議会を通じて保護者意見を反映してもらいたい。

委　員：保護者はすぐにも崩れそうな建物に子どもを預けていて、迎えに行くたびに不安を感じている。今回出てきた課題は2園目以降の選定に生かしもらい、いいものを作っていけるように審議して、保護者からの意見を受け入れて問題が解消できる法人を選定し、安心できるようにしたい。

委　員：募集要項は今後の契約のベースになるものである。委員会はこの要項を満たしているかいないかを基準としたうえで、どのような民間法人が一番優れているかを選ぶものである。要項の条件を満たしていない以上、保育所を任すことはできない。

委　員：募集要項の解釈には幅がある。

委　員：それはある。

委　員：スムーズに民営化するために募集要項は高いレベルになっている。入り口の部分で3者は通っている。内容に問題があるなら、後は審査の段階でふるい落とすべきである。昨今の状況では、再募集してもこれ以上の応募は見込めない。

委　員：再募集するなら2園以上という枠は必要ない。応募が1園であればそれでもよい。

委　員：募集要項のレベルを下げて再募集するなら理解できるが、同じであればなぜ再募集する必要があるのか。

委　員：要項に書いてある。

委　員：審査のスタートで及第点はあるという認識であった。

委　員：私としては、スタート時点で要項を大きく満たしていない法人もあったが、審査のなかで埋まるかもという流れのなかで、最終的に判断すればよいと判断していた。ヒアリングや実地審査でも大きく要項から外れるなら、最終的に再募集するかどうか行政が判断する問題である。

委　員：いいところは評価し、欠けているところは協議して改善してもらうほうがよい。ヒアリングでも質問と評価基準が合わない部分もあり、短時間のヒアリングで十分判断できたわけでない。スタートに立った以上、十分協議して「よかった」という部分がないと意味がない。

委員長：募集要項をどう考えるかという点で解釈の齟齬がある。そもそも募集要項というものは、エントリーするための最低限の形式である。

　今は、募集要項は形式なのか、中身まで踏み込んだものなのか、という解釈で意見が分かれている。

委　員：実際、■■■はヒアリングや実地審査で良くも悪くも補足があった。■■■は、非常に優れていたが、審査以外で問題が見えてきている。

委　員：再募集をかけた場合、これまでの経験上応募はあると見込めるか。

委員長：何とも言えない。

委　員：3法人以外に問い合わせはあったか。

事務局：問い合わせはあった。しかし再募集した時に、その法人が応募してくれるかどうかは全くわからないし、こちらからも促すようなことは言えない。

委員長：いろいろな可能性を論議しておきたい。再募集したとした場合、そのタイムリミットはいつか。安心子ども基金の期限は。

事務局：安心子ども基金は22年度末までであったが先の臨時国会で予算補正され、23年度末までに事業着手されれば、24年度までに完了すればよく、事実上2年延長されたようになっている。

委員長：その後はどうなるか。

事務局：その後は何も決まっていない。また、今の段階で府から23年度の事業計画について照会が来ているが、後で申請し追加採択されるかどうか確証はない。確実に補助を獲得するのであれば、年度当初でエントリーしておく必要がある。

委　員：建物の老朽化を考えると、市として延長することは危惧されるのか、もしくは、やむを得ないと考えるのか。

事務局：今回の民営化では、安全の確保ということでみどり保育園を優先している。今のタイミングを逃すと1年先延ばしになるが、市の責任としては、できるだけ早く実施したい。

委　員：委員会で募集要項を満たしていないと言う権限はあるのか。ここは選定委員会であり、権限はないのではと思う。

■■■は敵対視したような発言もあったが、要項上は一応満たしている。■■■の資料にしても、契約をきちんと守らない可能性があるという判断資料ではあるが、応募で出された資料ではない。ここでは3つの法人から選ぶべきである。この経営者であれば、保護者の意見を受け入れてスムーズに民営化を受け入れてもらえるとか、この経営者はカリスマがあり独善的であるが保育に良い面もあるとか、を見ていかざるを得ない。再募集するかどうかというまでの権限が、この委員会にあるのかどうか。

委　員：再募集する権限は市にあるということか。

委　員：要項を満たしているという前提で審議しているのであり、要項を満たしているかどうかという判断をする権限があるのかということである。

委員長：今回は出された資料を基に、募集要項に掲げた書類が整っているかチェックをかけてもらい、その段階で外さなかったのであるから、あとは中身の審議である。今回は形式論でないところでいろいろな情報が出てきている。その中で混乱している。

いろいろな法人があるが、最終的に子どものために保護者の意向を汲みながら自分たちの保育を修正していくという仕組み作りが大切である。

委　員：■■■は学習塾と書かれているが、実際に見た限りは学童保育という印象であった。ほんとうは良いことをされているが、政治的な流れのなかでこのような文章になっている感じがする。

委　員：子育て支援から外れているという手続き的な問題はあるとしても、保護者のニーズはあると思う。

委員長：児童福祉法には、必要があれば乳幼児以外の児童も保育できる条項がある。保育所が増えていく中で、これからは学童保育の必要性も高まっていくだろう。そのなかでは、教育的な保育をする学童保育のニーズは出てくる。ただし、良い事業をなされていても、今回は手続きがきちんとされていない。

委　員：ネットでの情報と実地で見た印象とは大きく違う。

委員長：法人にとって、社会的信用の失墜と言われたら大変なことである。本当にそうであれば、府は強いペナルティを課すはずである。この問題が発覚したのはこの1年くらいか。

事務局：いろいろな指摘がされているが、学童は施設が更新された以降、18年頃からの問題ではないかと思われる。

委員長：そうすると4年ほど府が放置してきたことになるが、事態を重く思っていないのか、■■市の出方を見ているのか、いずれにせよ社会的問題になって、法令順守ということを強く訴えなければならない事案であれば、もっと早く府が動いているのではないかという気がする。

委　員：厚生労働省から障がい児保育に関するデータを集めると依頼が来ていて、そのために入所数を抑えているという説明であったが。

事務局：その状況については、入所児童が定員に満たないという園の説明であった。そういう依頼があるのかと聞いたが、確認できるような書面は示してもらえなかった。■■市に聞いたところでは、本年度の入所希望が鉄道の駅に近い保育園に集中した結果、■■保育園に限らず、駅から離れた園では定員割れを生じている園もあるということで、研究事業がどうこうという説明ではなく、園の説明とは一致していない。園の説明はこうで、市の説明はこうであったというのが実際である。

委　員：園の説明は、方針に合わない人は受け入れないというニュアンスに受け取れるが。

事務局：入所は保護者の希望に沿って市で決定する。

委　員：希望があるにもかかわらず人数を抑えているという意味なのかは確認していない。

事務局：先ほどの説明は、市と園の説明のニュアンスが違うことを伝えただけである。

委　員：年度末には定員に達する見込みという説明であった。

事務局：通常、定員に満たない中で入所希望があれば、それを断ることはできない。そこが最初からの疑問であったが、ヒアリングや実地審査でも納得できなかった。また、自由契約は昔はかなりあったが、今は厳しい。定員を満たしていないのであれば自由契約も考えられるが、待機児童がある中では難しい。

委　員：富田林市では生じないということか。

事務局：そのとおりである。むしろ、本市では自由契約は認めないように指導をしている。

委員長：いったんここで議論をまとめたい。今回の3法人のうち2法人は募集要項を満たしていないという判断は難しいと思うが。

委　員：3法人の中から1つをえらぶという段階に入るのは、私は構わないが、要項に沿ってこういうところは満たしていないという部分を、保護者会だけでなく選定委員会としてもきちんと記録に残して法人に伝えていくという作業が必要である。

委　員：募集要項の条項というのは契約というものではないけれども、守らない法人には今後も行政指導していくつもりか。

事務局：そのつもりである。これは全て公表しているものなので市としての約束である。要項を承知の上で応募されたのであるから、欠けている点があればそれは必ずやっていただくという市の責任がある。

委員長：移管までの期間が1年あり、前後2年間は双方の職員が合同で保育を行い、法人と市と保護者を含めて経過を見ていくという仕組みを考えられていると思うが。

事務局：法人と市、保護者による三者協議会を設置し、移管前から協議を進める計画であり、そのことは要項にも載せている。

委員長：委員会から、この点は強く要望するとか、こういったことを順守するようにとかいった付帯意見を付けることは可能か。

事務局：可能である。今後は事前にもっと調査をすることも考えている。

今回は、よりよい法人に応募してもらうためハードルを高くしたが、そのために応募する法人が限定されてしまう結果になった気もする。今後はそういった部分も検討する余地があるかもしれない。

委　員：三者協議会ができたときに、この要項が本当に活きてくると思う。

委員長：ハードルを下げるのはどうかと思う。多くの市で民営化に取り組まれていて、他市の事例を見ながら作られたと思う。力のある法人はどんどんと民営化を受けられているなかで、良い保育を実践していてもハードルが高いためにエントリーできない法人に向けて、水準を下げなければならないこともあるかも知れないが、ここだけは下げられないという水準もある。

ここで、3法人について要件を満たしていないと判断するのは難しいと思う。座長として、押し切ることはあまりしたくないが、できればそのように了承いただきたい。

それでは、前回までの評価の一覧を出していただき、新たに出た情報も含めて修正しまた集計していただきたい。まず、これまでの集計を見ていただいたほうがクリアである。

委　員：公平さを担保しなければならない。

委　員：書類上と、目で見た状況は違った。自分の目も信じたいと思う。

委　員：最終的に各自の投票で決めるのか。

委員長：最初に決めたのは、3回にわたって点数をつける、ただし途中で修正ができる、そして最終的に出てきたものを元に皆さんで議論して決めるということであった。

委　員：修正は委員各人でするということか。

委員長：そうである。

委　員：それなら評価表を…実地を見た方は、大きく訂正していただいて。

委員長：見学に行かれた方は5人なので5人の平均で、そのほかは全員の平均を出していただく。

事務局：お配りしてよろしいですか。

（評価の集計表を配布）

委　員：0点となっているのは。

事務局：実地審査に行かれなかった委員の評価点は0としている。

委　員：最初の確認で、この法人なら任せてもよいと思う法人の評価点は、基本的には50%ということであった。すると400点満点で200点が50%であるから、大きな修正があるかもしれないが、現在■■■はそれに達していないことになる。

委　員：この表に直接修正するのか。項目に戻るのか。

委員長：項目に戻るほうがよい。以前に採点されたそれぞれの評価票をお配りする。

（前回までの各審査の評価票を再配布）

委　員：話を聞いていると、経営者はソフトな方のほうがよいと思う。

委　員：保護者会の意見で重要と思われるポイントに波線を入れているので、その部分を重視してほしい。

委　員：この点数で決まりか。付帯意見も含めて議論はするのか。

委員長：議論する。

委　員：議会の資料は、質問だけでなく答弁を見ないと状況が分からない。
事務局：議事録の前後のつながりを見る限り、改善されたとはなっていない。
委　員：改善されなかったのか、改善する余地がなかったのか。
事務局：学童の部分では、手続き上の問題、市と協議されていない問題がある。
委　員：ということは、募集要項がきちんと守られない可能性がある。
事務局：■■■は、応募内容は最低限の提示であるという説明をされていた。それ以上の上積みがされるのかどうか。民営化で、■■市との約束は果たされていないと感じる。
　ただ、保育内容や施設は驚くほど高い水準である。これ以上は私の主観が入るので差し控える。
委　員：私が代わって言うと、外国の保育の良い部分をつまんできて集めている。それは私立なら良いこと。富田林に合うかどうかはともかく、そういう風も必要である。園長は、保育に対する思いに富んだ方だと思った。
委　員：負債はあるが、ホールに4200万かけて音響も整えている。
委　員：ヒアリングでもそういう感じを受けた。贅沢はだめだが、そういった部分は必要。
委　員：外部からの情報だが、インターネットの掲示板では強制的な家庭保育協力日、保育料以外の積み立て費用、園長は子どもや保護者の前でも保育士を怒鳴りつける、保育園というより幼稚園を目指している、という書き込みがあった。こういった困る部分もあるが、実地に行って感心する部分もあった。
委　員：ネットでは他には（保護者）の書き込みはなかったか。
委　員：見つけられなかった。
（20：09　再計算のため中断）

（20：58　集計表配布）
事務局：今お配りした、左上に「2」と入っているのが今回の再集計である。
委員長：ご自由に意見をいただきたい。
委　員：これだけ議論してきて、妥当な結果だと思う。
委　員：私は、■■■か■■■のどちらかだと思ったが、■■■は資産が少ない点と園長がやり手で保護者との軋轢を生む可能性があるのが気になる。■■■は、これからの話し合いの中で、保護者会の意見を受け入れてくれそう。そのような観点で点数を修正した。
委　員：やはり実地で見られてきたことが重要である。
委員長：公表は法人名だけか。
事務局：決定した法人名だけである。すでに応募法人名を公開しているので、点数の開示は差し控えたい。
委　員：私は皆さんの意見に従おうと思っていたので、数字通りにしたい。
委　員：点数が僅差であることがすべてを物語っている。点数通りでいくとしても、改善するべきは伝えていく必要がある。
委　員：同じ意見である。
委　員：私も同じであるが、設計にも保護者の意見は入れてほしい。

委員長：今回は、設計からすべて見直すことになる。

事務局：前から言われている施設内の動線は改善してもらう必要がある。■■保育園も同じような動線である。

委員長：一般的に、施設を建て替える時には、旧施設と同じような動線になってしまう傾向がある。

事務局：■■保育園の施設については、安全面で危惧する部分がある。

委　員：定数増については。

委員長：最初から定数を増やす計画になっている。

事務局：説明を受けたところでは、■■保育園では、150 人定員であるが弾力化で 170 人程度保育している状況であり、170 人とするのが妥当と考えたとのことであった。適正規模としては 150 人程度が運用しやすいが、市として、より多くの児童を受け入れてもらえることはありがたい。

委員長：150 人であっても実際にはそれ以上の人数が入所するのであれば、最初から定数を増しておくという、ある意味では正直な考えかもしれない。

委　員：枠外は受け入れないという意味での 170 人なのか。

事務局：受けないという意味ではないと思うが、市は、今は緊急避難的な考えで枠外を入れているが、枠外はできるだけなくし、できるだけ定員内に抑えていきたいという基本的な考えである。

委　員：結局、入るのか入らないのか。

事務局：状況により希望が多ければ 170 人を超える場合もあるが、定員を増やすことによって全体を受け入れて行ける。

委員長：保護者としては、定員が増えることは保育の質が下がるように受け取られるかもしれない。質は落とさないということを、法人がしっかり説明できるかどうかである。

委員長：子どもには何の責任もないので、周りの大人がごたごたするようなことは絶対に避けたい。これからも、民営化に対して外部からいろいろな意見が寄せられると思うが、保護者会がしっかりとして、法人ではなく子どもさんを守るようにしていっていただきたい。

　おおむねご了解を得られたと思うので、■■■を選定することで決めさせていただきたいがよろしいか。まさか辞退されることはないと思うが、2 位を考えなくてよいか。

事務局：1 位だけで報告をいただければよい。

委員長：議会の状況は。

事務局：今議会で保育所の廃止条例を上程している。この後、本会議で採決される予定である。

委員長：報告には付帯意見をつけていきたいが、その前に、今回の審議では子どもの安全、安心な生活空間を確保することを重視して審議をしたということをぜひ書いていきたい。

　三者協議会において十分に保護者と協議されたいことや、建物、設備に関しての安全面、給食なども付帯意見に入れたい。現在の開所日で懸念はなかったか。

委　員：お盆と年末は協力をお願いしているが強制ではなく、園は開いているとのことである。

委員長：他にこの法人に改善してほしいところは。

委　員：保育の質の向上に向けて、さらに研修してほしい。

委　員：その点は実地で私も指摘したが、たぶん分かってくれていると思う。
委　員：もう少し園の整理整頓をやってほしい。
委　員：危機対応におけるチェック体制。
委員長：細かいことは協議で詰めてもらう。付帯意見ではもう少し抽象的に書くほうがよい。
委　員：定員 170 人が気になる。特に 4・5 歳児の設定が多すぎないか。小学校でも 35 人学級である。向上を求めるのであれば、保育士の負担が大きい。
委員長：保育計画や保育内容についても意見が言えるのかということである。
委　員：人員配置と定数は大きな部分なので、きちんと明文化するほうがよい。
委　員：募集要項を超える部分はどこで話し合うのか。
委員長：三者協議会か。
事務局：早い時期に三者協議会を立ち上げて、キャッチボールしながら話し合う必要がある。
委　員；どこがリードしていくか。
事務局：保護者の意見を聞きながら、市がリーダーシップを取ってやっていきたい。
委　員：意見を聞くといっても拘束力はない。付帯意見として三者協議会での協議は意見に書いておく必要がある。
委員長：職員の配置、定員は書き込むほうがよいか。
事務局：定員は 150 人がよいという考えで良いか。
委　員：学校と保育では違うと思う。
委員長：園庭で全員が運動会のできるスペースは取れるのか。
事務局：申請書の計画では平屋なので難しいかもしれない。2 階建なら可能だと思う。
委　員：170 人でも職員数と建物配置を配慮すれば問題はない。
委　員：設備の配置は重要である。
事務局：170 人であっても、上の年齢を少なくして下の年齢を増やしてもらうのが一番良いが、その分職員の配置も増えることになる。
委　員：職員の増える分はフリー保育士でまかなうことはできないか。
事務局：定員を設定したら、基準に応じて保育士を配置しなければならない。フリーはそれ以外の配置である。
委　員：市から定義をきちんと提示する必要がある。
委　員：そういったことも保育計画の中に含まれる。
委　員：現在、みどり保育園は 2 クラスだが、図面を見ると 1 クラスで考えられている。保育計画というものを入れてもらって、少人数クラスを維持してほしい。
委　員：三者協議会の中にみどり保育園の保育士は入らないのか。
事務局：法人と新園長、市、保護者の三者である。市の中に実際の保育の引き継ぎの話をするときには、園長など現場の保育士にも入ってもらわないと対応できない。
委員長：次回委員会で議論した後に市長に報告していくことになるが。
事務局：報告案を作成して、あらかじめ委員にお送りする。次の委員会で最終決定してもらいたい。
委員長：事務局で原案作成は可能か。

事務局：今週中には委員の手元に提示できるようにしたい。

委員長：今のところ出ているのは、三者協議会において保護者の意見を聞いて真摯に対応すること、保育の質の向上、職員の研修も含めて充実してくださいということ。

委　員：付帯意見は、具体的でなく大雑把に書くほうがよいのか。

委員長：あまり具体的で詳細に書き込むとそれに拘束されてしまう。「保育計画」と書くほうが、いろいろな側面から言える。

委　員：三者協議会で協議していくのであれば、付帯意見で詳しく書かないほうがよい。

委員長：法人からの応募は一応通ったが、ここはこう変えてほしいという条件が付帯意見である。

事務局：保護者会との協働、育成というものも要項に書いているなかでは、法人に対して付帯意見であれこれ規定するよりも、保護者とのキャッチボールをのなかで、市がバックアップしながら協議を進めてもらうのがよいと考えている。これからが本当のスタートだと思う。

委　員：選定委員の仕事はこれで終わりか。

事務局：付帯意見をまとめてから市長報告してもらったら、任務は終了である。そのあとは三者協議会で詰めていくことになる。

委　員：保護者会の要望があれば、専門の先生のアドバイスは求められるか。

委員長：移管が終わるまでは責任は残る。市役所を通じて連絡してほしい。

委　員：いつから保護者会が動くのがよいか。

事務局：報告が終わってからなので、いずれにせよ年明け以降になる。まず、保護者会に法人を紹介することになるので、早いうちに設定したい。これからも協力いただきたい。

委　員：審査の資料は返却するのか。

事務局：返却していただきたい。机の上においていただければ結構である。

委　員：今日持参していないものは、次回持ってくる。

委員長：長時間ありがとうございました。

事務局：次回の委員会は、12 月 24 日午前 10 時頃を予定している。

３．閉会